

# スクールゾーン

## スクールゾーンとは

歩行者と車両(自転車を除く)の通行を分けて、通学通園時の幼児・児童の安全を図ることを目的に設定されている。

通常は、登下校の時間帯に設定されており、範囲は小学校や幼稚園などを中心とした半径約500メートルである。歩行者の通行実態や道路の構造、地域住民の意見を総合的に判断して、車両の通行禁止、一方通行、一時停止、速度規制等の交通規制を実施している。規制の内容は各自治体によって差がある。電柱や道路等に示されたスクールゾーン標識の補助標識によって規制



内容が表示され、その内容で実際の規制が行われる。

また、違反者には罰則を課している自治体もある。

〈北海道小樽市の場合〉

時間帯は、地域の道路環境により違いがある。スクールゾーンを走行すると次のような罰則がある。

規制時間内に走行すると、違反点数2、反則金(普通車の場合)7000円が課せられる。

また、道路交通法の罰則規定では、3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金となっている。

規制時間内に走行できる車両は、

- 1 警察署長の許可を受けた車
- 2 緊急自動車、道路維持作業車などの車

## スクールゾーンの法的根拠

「交通安全対策基本法第二十四条(交通安全業務計画)」には、「指定行政機関の長は、交通安全基本計画に基づき、その所轄事務に関し、毎年度、交通安全業務計画を作成しなければならない」とあり、これにより、文部科学省が立案して決定した。

また、「平成14年度文部科学省交通安全業務計画について」の「安全な道路交通環境づくりの促進」の項に、「通学通園中の交通事故を防止するため、学校及び教育委員会は、通学通園路を定期的に点検し、その結果に応じて適切な措置をとるとともに、警察、道路管理者等の関係機関に対し、通学通園路の交通安全施設等の重点的な整備、スクール・ゾーンの設定等学校周辺の交通規制の拡大等について働きかけること」とある。この、学校及び教育委員会の働きかけにより、警察や道路管理者が協議して道路交通法上の規制をかける。

## スクールゾーンの現状と課題

●千葉県船橋市立海神小学校周辺の通学路に保護者が立ち、スクールゾーンを守っている。午前7時から8時半まで、許可車両以外は通行できない。違反者には普通車で7千円の反則金が科される。だが、車両進入禁止の標識にもかかわらず、車が入ってくる。京葉道路・船橋インターへの抜け道になっているからだ。車両進入禁止の標識を出し、通行許可証の有無を確かめ、許可証のない運転手には迂回図を手渡す。船橋署員が応援に来る日は、何も言わなくても迂回してくれるという。通学路の監視は5つの小学校で続けている。(asahi.comより抜粋)

●平成19年自動車通行止めのさいたま市のスクールゾーンで集団登校中の男児が車にはねられて死亡した。逮捕された男は「裏道として使うこともあった」と話しており、ここでも通学路が渋滞の抜け道となっていることが判明した。

## スクールゾーン内危険ブロック塀等除去

宮城県名取市、白石市や松島町、岩手県石巻市などのように、スクールゾーン内の通学路に面した危険なブロック塀等を除去する場合、その費用の一部について、一定額を補助する制度を設けている自治体がある。通学時の児童の安全を確保するため、この制度を活用し、早急に危険ブロック塀等の解消に取り組んでいる。